

## 電気工事業の廃止届 (廃止届の提出は郵送により行うことができます。)

建設業法の規定により許可を受けた建設業者が、電気工事業（自家用電気工事のみに係る電気工事業を除く）を廃止した場合は、遅滞なく届出をしなければなりません。

- 電気工事業廃止届出書：《様式第20》 第25条

《送付先》

〒531-0074

大阪市北区本庄東2丁目3番38号 大阪府電気工事技術会館2階

大阪府電気工事工業組合本部

TEL (06) 6225-8192

様式第20（第25条）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 電気工事業廃止届出書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 ( ) \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
法人にあつては  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 電気工事業の開始届出年月日及び届出番号  
平成・令和 年 月 日 大阪府知事第 \_\_\_\_\_ 号
- 2 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号  
平成・令和 年 月 日 ( \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号
- 3 事業を廃止した年月日  
平成・令和 年 月 日
- 4 事業を廃止した理由